

天草家保通信

熊本県天草家畜保健衛生所 〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
電話番号 0969-22-3668 ファックス番号 0969-24-4393
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/site/amakusa-1219/>
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

養鶏農家において、 緊急石灰消毒の実施が告示されました。

愛知県におけるウズラの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、熊本県では家きん飼養者が緊急的に消石灰による消毒を実施する事になりました。（平成21年3月23日熊本県告示第228号）この緊急石灰消毒は、県内における本疾病の発生を未然に防ぐことを目的に実施します。

消毒実施対象は100羽以上の家きん飼養者（天草家保管内では3月25日現在該当農家は21戸）です。



昨年春の緊急石灰消毒の時の石灰散布後の農場

天草家保管内では3月26日から農家への石灰の配布が始まります。農家では4月3日までに各農場において石灰を散布していただき、家保が確認に伺います。ご協力をよろしくお願いいたします。

! ?

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

死亡牛の適正処理をお願いします！

～養牛農家の皆様～

牛が死亡したら、BSE検査（於：熊本県中央家畜保健衛生所BSE検査所、24ヶ月齢以上の牛に限る）・化製処理（於：（株）熊本蛋白ミール公社死亡牛処理施設）が必要です。必ず農協、獣医師へ連絡して下さい。

平成21年1月、日本で36頭目のBSEが発生しました。この牛は北海道の平成12年生まれのホルスタイン雌、平成13年10月の肉骨粉等の給与規制が開始される以前に生まれた牛で今回、死亡牛のBSE検査により摘発されました。

死亡牛のBSE検査は「BSE対策特別措置法」に基づきおこなわれており、BSE発生予防とまん延を防止し、食肉の適正な生産・流通・販売を図ることで国民の健康を守ることを目的としています。

牛が死亡した時には、（株）熊本蛋白ミール公社に迅速に搬入するとともに、24ヶ月齢以上の牛についてはBSE検査を受けることで、消費者の安心を損なうことがないように、関係者の皆様のご協力よろしくおねがいします。

BSE検査の様子（熊本県中央家畜保健衛生所BSE検査所）



死亡牛の搬入



検査材料の採材



BSE検査（ELISA法）

BSEと判断された牛はすべて焼却処分されるため、食用として出回ることはなく、飼料に利用されることもありません。

! ?

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668